

特別徴収切替届出(依頼)書【普通徴収から特別徴収へ切替】

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 船橋市長										(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 (住所)		〒										市町村使用欄													
												フリガナ												特別徴収義務者 指 定 番 号 ※市町村ごと に異なります		5		新規									
												名 称 (氏 名)												担当者 連絡先		係											
												代表者の 職氏名														氏名											
												法人番号														電話											
給与 所得者	フリガナ										旧 姓				普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への 切替ができません。納期限まで(必着)に御提出ください。																					
	氏 名																																				
	生 年 月 日		昭和 ・ 平成				年		月		日		特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月分(翌月10日納期限) から 特別徴収を開始します。 ※特別徴収開始月は、下記の提出期限を御確認の上御記入ください。																							
	1月1日現在 の 住 所		〒																																		
	現在の住所		〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																																		
【添付書類】 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書を添付してください) 納付済みの分や口座振替の場合、普通徴収の納付書をお持ちでない場合は不要です。 特別徴収切替届出(依頼)書の提出後に、本人の手元に普通徴収の納付書が届く場合があります。										届 出 理 由		1. 入社 2. その他 ()										受給者番号															

新規の場合は○をつけてください。

【注意事項】

1. 特別徴収開始月と提出期限は以下のとおりです。新年度(6月分)から開始希望の方は4月15日(必着)までに御提出ください。

提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月
令和7年5月30日	7月	令和7年8月29日	10月	令和7年11月28日	1月	令和8年2月27日	4月
令和7年6月30日	8月	令和7年9月30日	11月	令和7年12月26日	2月	令和8年3月31日	5月
令和7年7月31日	9月	令和7年10月31日	12月	令和8年1月30日	3月	令和8年4月15日	6月

2. 船橋市では、この届出書の処理を行った月の翌月10日頃に税額変更通知書を送付しているため、税額変更通知書の発送までに2か月程度かかる場合があります。
3. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が届いていない場合、貴事業所での特別徴収ができないことがありますので御了承ください。
4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒273—8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

※市使用欄									
現年									□台なし
新年資料									□台なし
	□特あり		□資なし		□他で特		□年金のみ		
	□新年処理待ち		□両年度処理		仮 納		し て		
添付書類	納通		変通		全期		無		口座(有・無)
	1期・2期・3期・4期・随1・随2								徴希(有・無)
冊号	—								

普通徴収から特別徴収へ切替(従業員が入社し、1期分の納期限が経過しているため、2期分以降を8月分から切替える場合)

市町村使用欄											
特別徴収義務者 指 定 番 号 ※市町村ごと に異なります。	5	0	0	1	2	3	4	5	6	7	新規
新規の場合、納入書（ 要 ・ 不要 ）											
がある場合にはその番号 親を○で囲んでください。											
特徴 花子											
111-111-1111											
○で囲んでください。											
・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望											
通徴収の納期を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への 替ができません。納入書は、											
月分（翌月10日）											
該当するところを ○で囲んでください。											
開始します。											
徴収開始月は、下記の提出期限を御確認の上御記入ください。											
社	2. その他（ ）					受給者番号					

現在当市の指定番号がある場合にはその番号
を記入し、なければ新規を○で囲んでください。

期別を○で囲んでください。
 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期 以降を切替希望
 ※ 普通徴収の納期を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。納期を過ぎたものは、納期を過ぎた分は、特別徴収に切り替わります。

該当するところを
○で囲んでください。

新規の場合は○をつけてください。

課税年度の1月1日にお住まいの
住所を記入してください。

【添付書類】

普通徴収の納付書(二重納付) **住所を記入してください。** (ください)

納付済みの分や口座振替の場合は不要です。特別徴収切替届出(依頼)書の提出後に、本人の手元に普通徴収の納付書が届く場合があります。

【注意事項】

1. 特別徴収開始月と提出期限は以下のとおりです。新年度(6月分)から開始希望の方は4月15日(必着)までに御提出ください。

提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月	提出期限(必着)	開始予定月
令和7年5月30日	7月	令和7年8月29日	10月	令和7年11月28日	1月	令和8年2月27日	4月
令和7年6月30日	8月	令和7年9月30日	11月	令和7年12月26日	2月	令和8年3月31日	5月
令和7年7月31日	9月	令和7年10月31日	12月	令和8年1月30日	3月	令和8年4月15日	6月

2. 船橋市では、この届出書の処理を行った月の翌月10日頃に税額変更通知書を送付しているため、税額変更通知書の発送までに2か月程度かかる場合があります。
3. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が届いていない場合、貴事業所での特別徴収ができないことがありますので御了承ください。
4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

※市使用欄									
現年							□台なし		
新年資料							□台なし		
	□特あり		□資なし		□他で特		□年金のみ		
	□新年処理待ち		□両年度処理		仮	納	し	て	
添付書類	納通	変通	全期	無	□座(有・無)				
	1期・2期・3期・4期・随1・随2				徴希(有・無)				
冊号	—								